

日本国憲法草案解説書

「国民の生命と財産を守るために、今、国民一人ひとりが自主的に考えよう」

公益社団法人 日本青年会議所

日本国憲法草案策定への想い

日本国憲法は2012年5月3日をもって施行より65年を迎えました。この間、国際情勢は刻々と変化し、日本内外における様々な事象に対して憲法の解釈や法律の改正のみで対応することは限界にきています。

現在の日本は、万世一系の天皇制、悠久の歴史、文化など日本人の支柱となる精神が薄れ国家、地域、家族などの共同体を軽視した個人主義に陥っています。さらに、2011年3月11日に東日本大震災が発生し、それに伴う福島第1原子力発電所事故に見舞われたことで、解決しなければならない様々な課題や構造的な問題が浮き彫りとなりました。また、近隣諸国による竹島・北方領土の実効支配、尖閣諸島における領海侵犯問題は国家主権を揺るがす深刻な問題として発展しています。

国民一人ひとりが、わが国の歴史を紐解き、次代に伝えなければならない日本固有の精神性や、この国のかたちへの理解を深め、国民の生命と財産を守る国家の使命を果たし、国家の針路を決断する自主憲法制定に向けた具体的行動に繋げなければなりません。

日本青年会議所が「日本国憲法JC草案」を作成した2006年からすでに6年間の歳月が経ちました。現在の日本の現状や日本を取り巻く環境から諸問題を検証し、新たな時代に対応しうる真の主権国家へと導く「日本国憲法草案」を策定することにより、日本のプリンシプルを呼び覚まし、「凜然とした誇りある国」日本の創造へ繋がると確信します。

2012年10月

現行憲法からの主な変更点

① 日本らしい前文

日本の地理的意義、成り立ちや歴史・伝統を重んじ、その古くから受け継がれた日本固有の精神性を明記しました。そして、主権国家・独立国家として日本国民が国を思い自主的に創られた憲法であることを強調しました。



© 朝日新聞社

《解説》

現行憲法の前文は理想論に基づき策定された傾向があります。日本国や日本人の特性、永く深い歴史や日本らしさを前面に出すことにより真の主権国家・独立国家としてふさわしい前文になると考えます。

具体的には、聖徳太子の十七条憲法にある「和を尊び」や上杉謙信などが唱える武士道精神「公の義」、永久に皇統が続く意味の「万世一系」という文言及び明治政府の基本的方針「五箇条の御誓文」を敢えて前文に組み入れました。

② 天皇元首制の明記

天皇を日本国の「元首」とし、わが国の皇室制度が永きに亘る伝統に基づいたものであることから、皇室典範を一般の法律よりも優位に位置付け強調しました。



© 朝日新聞社

《解説》

天皇が、日本国の「象徴」、という理解しづらい現行憲法の記述から変更し、日本国を代表する地位を有している天皇であると説明するために「元首」と規定し、国民だけでなく諸外国に対しても立憲君主制度の君主であることとしました。

③ 国民の義務・責務の明確化

国家や家族などの共同体なくして「人権」を保障することは困難であることから、領土・領海等の保全義務・伝統文化を継承する責務、家庭教育を施す義務など国民の義務規定を強化しました。



《解説》

現代社会において、個人の権利・主張を重んじるだけではなく、家族、地域、国家等の共同体の利益を重んじ、義務も明記することにより、個人主義や利己主義を抑制し、共助の社会の実現に繋がります。

④ 主権国家としての安全保障

主権国家・独立国家として、国民の生命及び財産を守る使命を果たすために、現行憲法では様々な解釈ができる自衛隊を国を防御できる軍隊として位置付け、個別的自衛権のみならず国連憲章によって認められている集団的自衛権を明記しました。



《解説》

現行憲法の条文をそのまま読むと、実質的に軍隊と変わらない現在の自衛隊の存在が違憲とも読み取れることから、まずは日本国が自衛権を有することを明記し、自衛隊の違憲の可能性を無くしました。また、他国の軍隊には軍事的援助を受けられるのにもかかわらず、日本国の軍隊が他国の軍隊に軍事的援助ができないことは、国際社会における日本の軍隊の存在意義が問われるだけでなく、外交上も対等に交渉できないなどの不利益に繋がります。そこで、個別的自衛権のみならず、国連憲章51条によって国家の固有の権利として認められている集団的自衛権を有することで領土・領海問題解決並びに外国からの武力行使に備えることができると考えます。

⑤ 役割を明確化した両院制へ

現行の衆議院議員を国民議員と命名して、国民から総選挙にて選ばれる代議士で構成することとし、現行の参議院議員を評議員と命名して、法律の定める地方自治体の代表で構成するという間接選挙制を採用しました。



《解説》

参議院は、単に選挙制度のみが異なるだけで衆議院のカーボンコピーと揶揄されています。その参議院の存在意義について、これまでの議論を重視し、「国民議院」と命名した総選挙により選定された議員により構成される議院と、国民議院のチェックアンドバランスの機能を果たす「評議院」によって国会が組織されることを規定しました。

現在の「決められない政治」を解消するための二院制になり、衆議院（国民議員）のチェックに徹する評議員が存在するため「ねじれ国会」による立法機能の停滞を防ぐことができると考えます。

⑥ 国家非常事態対処条項の明記

東日本大震災の発生により、国家の指揮命令系統が明確化されず非常事態に対応できない状況に陥り、国民の生命と財産が危険にさらされることとなりました。そこで、新たに第9章に「非常事態」を設け国家の非常事態条項を規定しました。



© 朝日新聞社

《解説》

実際に、1990年代以降に制定・改正された諸外国の憲法で非常事態対処条項が存在しない国はありません。また、非常事態宣言などの、国家の有事の際に通常認められているものであることから、国会の事前及び事後の承認を必要とするなどして、迅速に対応を実行します。内閣総理大臣の非常事態宣言に基づく措置などに閣議決定が必要である点は、諸外国の憲法においてもほとんど同様の規定にしています。また、国会が常に関会している必要があるため、非常事態宣言がなされた時は、会期末でも延長されます。

⑦ 憲法改正要件の緩和

現行憲法の各議院の「総議員の3分の2」の賛成が必要であったところを、各議院の「総議員の過半数」の賛成に引き下げ、国民投票では有権者全員ではなく、「有効投票」の過半数にて承認されることとし改正要件を緩和しました。

各議院総議員過半数



国民投票過半数

《解説》

現行憲法では、憲法改正時に衆参両院のそれぞれ「総議員の3分の2」の賛成が必要となることから、これまで憲法改正自体が非常に困難な状況にありました。そこで、改正の要件を「総議員の過半数」と緩和し、さらに国民投票法の施行に伴い、国民の承認の要件に「有効投票の」過半数と明記し、将来的に憲法改正を柔軟に行いやすくなるようにしました。

⑧ 国旗・国歌の明記

国旗及び国歌を憲法上敢えて明記することで、その定義を明確なものとししました。



《解説》

国旗は、「日章旗（日の丸）」、国歌は、「君が代」であることは明白であるにもかかわらず、これを認めないとする国民が残念ながら一部に存在します。そういった人達にも否定されないように国旗及び国歌を憲法上敢えて明記しました。国旗や国家を憲法上、定義を明確化することにより、愛国心を高め日本人としての誇りを持つことに繋がると考えます。

日本国憲法草案

前 文

日本国は、四方に海を擁し、豊かな自然に彩られた美しい国土のもと、万世一系の天皇を日本国民統合の象徴として仰ぎ、国民が一体として成り立ってきた悠久の歴史と伝統を有する類まれな誇りある国家である。

我々日本国民は、和を貴び、他者を慮り、公の義を重んじ、礼節を兼ね備え、多様な思想や文化を認め、独自の伝統文化に昇華させ、豊かな社会を築き上げてきた。

日本国は、自主自立の主権国家としての権利を行使するとともに、責務を全うし、互敬の精神をもとに日本を含む地球上のあらゆる地域から貧困と殺戮をなくし、全世界の平和に貢献すると同時に、国際社会を率先して牽引すべき国家であると確信する。

我々日本国民は、国の主権者として、悠久の歴史と誇りある伝統を受け継ぎ、現在及び未来へ向け発展・継承させるために、五箇条の御誓文以来、大日本帝国憲法及び日本国憲法に連なる立憲主義の精神に基づき、ここに自主的に新日本国憲法を制定する。

第一章 天 皇

(天皇の地位)

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国民統合の象徴であって、この地位は将来にわたって不変のものである。

(皇位の継承)

第二条 皇位の継承は世襲制であり、皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

(天皇の権能)

第三条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為を行う。

- ② 天皇は、皇室典範の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。
- ③ 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣が助言し、かつ、その責任を負う。

(摂 政)

第四条 皇室典範に定めるところにより、摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。

(天皇の任命権)

第五条 天皇は、国民議院の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。

- ② 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

(天皇の国事行為)

第六条 天皇は、内閣の助言に基づき、次の国事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 国民議院を解散すること。
- 四 国民議院の議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定める官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を発すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 諸外国の元首を接遇し、大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式及び祭祀を行うこと。

第二章 国民の権利及び義務

(国民の要件)

第七条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

(国民の基本的な権利)

第八条 国民は、国家により個人として、又は共同体の一員として尊重され、基本的な権利の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的な権利は、現在及び将来の国民に与えられ、国民は、この基本的な権利を、不断の努力によって保持し、子孫に継承する責務を負う。

- ② 国民は、前項に掲げる権利を濫用してはならず、常に公の利益及び秩序を保つためにこれを利用する責務を負う。
- ③ 国民の基本的な権利及びその他の権利については、国の安全、公の秩序の維持、及び公共の利益を損なわない限り、又はこの憲法第九章に定める非常事態の場合を除き、最大限に尊重される。

(共同の責務)

第九条 国民は、国及び共同体の利害並びに世代を越えた利害等を、利他の精神をもって一体となり、解決する共同の責務を負う。

(国民主権)

第十条 国民は、国の主権者として、国家の運営に参画する権利を有する。

(公務員の選定及び罷免に関する権利)

第十一条 国会議員、地方自治体の長及びその議会の議員その他の公務員を選定し、及びこれを罷免することは、日本国民の権利である。

② 公務員は、日本国に忠誠を誓い、日本国の基本的秩序を尊重し、私欲を離れ、国益を増進し、国及び国民の権利を守る義務を負う。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべての選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。

(法の下平等)

第十二条 国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 栄誉、勲章、その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。

(請願権)

第十三条 国民は、損害の救済、公務員の罷免、法律、条例、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(国家賠償請求権)

第十四条 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体に、その賠償を求めることができる。

(思想及び良心の自由)

第十五条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第十六条 信教の自由は、これを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 国は、国民に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

③ 国は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育及び特定の宗教に対する援助、助長又は促進となるような活動をしてはならない。

(表現の自由)

第十七条 集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(私事に干渉されない権利、人格権及び名誉権)

第十八条 何人も、自己の私事についてみだりに干渉されることのない権利、並びにその人格及び名誉を尊重される権利を有する。

(居住、移転、外国への移住及び国籍離脱の自由)

第十九条 何人も、居住及び移転の自由を有する。

② 国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。

(職業選択及び営業の自由)

第二十条 何人も、職業選択及び営業の自由を有する。

(学問の自由)

第二十一条 学問の自由は、これを保障する。

(婚姻及び家族に関する原則)

第二十二条 家族は、共同体を構成する基礎であり、何人も、その属する家族の維持及び関係の強化に努めなければならない。

② 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、相互の協力により、維持されなければならない。

③ 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、婚姻並びに離婚及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳及び両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権)

第二十三条 国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、国民が相互扶助を通じて、自らの力で生活できない場合、その生活を支援しなければならない。

(環境権)

第二十四条 何人も、良好な環境を享受する権利を有し、その保全に努める義務を負う。

② 国は、良好な環境を保全する施策を行わなければならない。

(教育を受ける権利及び義務)

第二十五条 国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② 国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に家庭教育を施し、普通教育を受けさせる義務を負う。公的機関による義務教育は、これを無償とする。

(社会貢献の責務)

第二十六条 国民は、その受けた教育の成果を活かして、社会貢献に努めなければならない。

(文化の尊重)

第二十七条 国民は、わが国の歴史、伝統及び文化を尊重し、子孫に継承する責務を負う。

② 国は、歴史、文化及び芸術の保護及び育成を奨励しなければならない。

(勤労の権利及び義務)

第二十八条 国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤務条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

(労使の協調)

第二十九条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

② 労使は互いに協調し、社会への貢献並びに勤労者の福利を増進しなければならない。

(財産権)

第三十条 財産権は、有体又は無体を問わず、これを保障する。

② 私有財産は、適正な補償のもとに、これを公のために用いることができる。

③ 国民は、いかなる場合においても、国益を損なうような財産権の行使をしてはならない。

(領土等を保全する権利及び義務)

第三十一条 国民は、日本国の主権を保持するため、領土、領海及び領空を保全する権利及び義務を負い、国は、その義務を負う。

(納税の義務)

第三十二条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

(法定手続の保障)

第三十三条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第三十四条 何人も、憲法の定める裁判所において、原則として公開により、公正な裁判を受ける権利を有する。

(逮捕の要件)

第三十五条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(自白強要の禁止、自白の証拠能力の限界)

第三十六条 裁判所は、強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白を証拠とすることはできない。

(遡及処罰の禁止)

第三十七条 何人も、実行のときに適法であった行為又はすでに無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。

(刑事補償請求権)

第三十八条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(犯罪被害者の救済)

第三十九条 生命又は身体を害する犯罪行為による被害者又はその遺族は、法律の定めるところにより、国から救済を受けることができる。

(外国人の権利)

第四十条 日本国に居住する外国人は、文言上又は権利の性質上、日本国民のみに認められるものを除いて、この憲法が保障する権利を享受する。

第三章 安全保障**(自衛権)**

第四十一条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、他国へのいかなる侵略をも否認する。

② 日本国は、主権国家として、その独立及び国益、並びに、国民の生命及び財産を守るため、国際法に基づき、日本国及び日本国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃に対し、個別的及び集団的な自衛権を有し、行使することができる。

(軍隊)

第四十二条 国は、前条の目的を達成するため、軍隊を保持する。

② 軍隊の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。

③ 軍隊がその自衛権を行使するにあたっては、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を得なければならない。

④ 軍隊は、国際平和維持のための国際機関における共同活動に参加することができる。

⑤ 軍事に関わる裁判を行うため、法律の定めるところにより、軍事裁判所を設ける。但し、軍事裁判においても、第三十三条ないし第三十八条の適用を受けるものとする。

第四章 国 会

(国会の地位)

第四十三条 立法権は、国会に属する。

(両 院 制)

第四十四条 国会は、国民議院及び評議院の両議院でこれを構成する。

(両議院の組織)

第四十五条 国民議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織し、評議院は、法律に定める自治体の代表でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

(議員及び選挙人の資格)

第四十六条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によって差別してはならない。

(国民議院の議員の任期)

第四十七条 国民議院の議員の任期は、四年とする。但し、国民議院の解散の場合には、その期間満了前に終了する。

(評議院議員の任期及び議決権)

第四十八条 評議院議員の任期は、その属する自治体の長の任期に準じる。

(選挙等に関する事項)

第四十九条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙又は選定に関する事項は、法律でこれを定める。

(両議院議員の兼務の禁止)

第五十条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

(議員の歳費)

第五十一条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

(議員の不逮捕特権)

第五十二条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

(議員の発言及び表決の無答責)

第五十三条 両議院の議員は、議院で行った演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。

(常 会)

第五十四条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

② 常会の会期は、法律で定める。

(臨 時 会)

第五十五条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

(国民議院の解散及び国民議院の議員の総選挙、特別会及び緊急集会)

第五十六条 国民議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、国民議院の議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別会を召集しなければならない。

② 国民議院が解散されたときは、評議院は、同時に閉会となる。但し、内閣総理大臣は、国に緊急の必要があるときは、評議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項の但し書きの緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、国民議院の同意がない場合には、その効力を失う。

(資格争訟の裁判)

第五十七条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(定足数及び表決)

第五十八条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(会議の公開、秘密会、会議録、表決の記載)

第五十九条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。

③ 各議員の表決は、出席議員の五分の一以上の要求があれば、これを会議録に記載しなければならない。

(役員の選任、議院規則及び懲罰)

第六十条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を

必要とする。

(法律案の議決)

第六十一条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、国民議院で可決したとき法律となる。但し、評議院の同意を必要とする法律案は、両議院で可決したとき法律となる。

- ② 評議院の同意を必要とする法律案は、次の事項と定める。
- 一 地方自治体の租税に関する法律案
 - 二 地方自治体の官庁の組織及び行政手続を規律する法律案
 - 三 地方自治体の固有事務として執行する法律案
 - 四 国の予算案
 - 五 条約の締結

(特定の法律案に関する評議院の優越)

第六十二条 前条第二項第一号ないし第三号に掲げる法律案は、先に評議院に提出しなければならない。

- ② 評議院で先議された法律案について、国民議院で評議院と異なった議決をしたときに、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は国民議院が、評議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、評議院の議決を国会の議決とする。

(予算案に関する国民議院の優越)

第六十三条 予算案は、先に国民議院に提出しなければならない。

- ② 予算案について、評議院で国民議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は評議院が、国民議院の可決した予算案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、国民議院の議決を国会の議決とする。

(条約締結に関する国民議院の優越)

第六十四条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

(議院の国政調査権)

第六十五条 両議院は、国政に関する調査を行い、その総議員の三分の一以上の要求があれば、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

(国務大臣の議院出席の権利及び義務)

第六十六条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、いつでも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

(弾劾裁判所)

第六十七条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

- ② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

(政 党)

第六十八条 政党は、国民の政治的意思形成を主導することを役割とし、国益及び国家の主権の尊重に努めなければならない。

- ② 政党は、国民議院の選挙に際し、国策及び施政の基本方針を明示しなければならない。
③ 政党に関する要件は、法律でこれを定める。

第五章 内 閣

(行 政 権)

第六十九条 行政権は、内閣に属する。

(内閣の組織、国会に対する責任)

第七十条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

- ② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。
③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

(内閣総理大臣の指名)

第七十一条 内閣総理大臣は、国民議院の議員の中から国民議院の議決でこれを指名する。この指名は、他のすべての案件に先立って行う。

(国務大臣の任免及び罷免)

第七十二条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国民議院の議員の中から選ばなければならない。

- ② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

(内閣総理大臣の解散権)

第七十三条 内閣総理大臣は、国民議院を解散するよう、天皇に助言することができる。

(内閣不信任決議の効果)

第七十四条 内閣は、国民議院で不信任の決議案が可決され、又は信任の決議案が否決されたときは、十日以内に国民議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

(内閣総理大臣が欠けたとき及び新国会の召集に伴う内閣の総辞職)

第七十五条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は国民議院の総選挙の後に初めて国会の召集があったときは、内閣は、総辞職しなければならない。

(内閣総理大臣の臨時代理)

第七十六条 内閣総理大臣に事故があるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

(総辞職後の内閣の職務)

第七十七条 前三条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

(内閣総理大臣の職務)

第七十八条 内閣総理大臣は、内閣を代表して法律案その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

(内閣の職務)

第七十九条 内閣は、一般行政事務のほか、次の職務を行う。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。但し、当該処理に際しては、国益を保持するよう努めなければならない。
- 三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によっては事後に、国会の承認を得ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従い、公務員に関する事務を掌理すること。
- 五 法律案を国会に提出すること。
- 六 予算案を作成して、国会に提出すること。
- 七 法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 八 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

(法律及び政令への署名)

第八十条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

(国務大臣の特権)

第八十一条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は害されない。

第六章 裁 判 所**(司法権と裁判官の職務の独立)**

第八十二条 司法権は、最高裁判所及び憲法裁判所並びに法律の定めるところにより設置する下級裁判所及び軍事裁判所に属する。

(特別裁判所及び裁判官の職務の独立)

第八十三条 前条に定める憲法裁判所及び軍事裁判所は、通常の裁判所と区別した特別の裁判所とする。

- ② 行政機関は、終審として裁判を行うことができない。
- ③ すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(憲法裁判所の法令審査権)

第八十四条 憲法裁判所は、条約、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する。

(憲法裁判所の違憲判断の効力)

第八十五条 憲法裁判所が、条約、法律、命令、規則又は処分について、憲法に適合しないと決定した場合には、その決定は、国を拘束する。

(最高裁判所の規則制定権)

第八十六条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

- ② 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。
- ③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。
- ④ 最高裁判所は、憲法裁判所及び軍事裁判所に関する規則を定める権限を、原則としてそれぞれの裁判所に委任しなければならない。

(最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官、任期、報酬)

第八十七条 最高裁判所及び憲法裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

- ② 最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達したときに退官する。
- ③ 最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。
- ④ 最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。
- ⑤ 前項の審査において、罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。

(下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官、任期、報酬)

第八十八条 下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣が任命する。

② 下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達したときには退官する。

③ 下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官は、すべて定期的に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

(裁判官の身分保障)

第八十九条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務をとることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない。

(裁判の公開)

第九十条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の利益及び秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行うことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第二章で保障する国民の権利が問題となっている事件の対審は、原則としてこれを公開しなければならない。

第七章 財 政**(財政の基本原則)**

第九十一条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行行使しなければならない。

(租税法律主義)

第九十二条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

(国費の支出及び債務負担)

第九十三条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

(予算案、継続費)

第九十四条 内閣は、次の会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を得なければならない。

② 会計年度の開始前に前項の議決がなされなかったときは、内閣は、法律の定めるところにより、同項の議決を得るまでの間、必要な支出をする事ができる。

③ 前項の規定による支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

④ 特別に継続して支出する必要があるときは、年限を定め、継続費として国会の議決を得なければならない。

(予 備 費)

第九十五条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

(皇室財産、皇室の費用)

第九十六条 皇室財産は、国に属することを原則とする。国庫より支出される皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を得なければならない。

(公の財産の支出及び利用の制限)

第九十七条 公金その他の公の財産は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超えて、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し又はその利用に供してはならない。

(決算検査、会計検査院)

第九十八条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

(財政状況の報告)

第九十九条 内閣は、国会及び国民に対し、定期的に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地 方 自 治**(地方自治の基本原則)**

第一百条 地方自治は、地域の住民たる国民の参画及び団体による自治を基本とする。

② 地方自治体の組織は、広域自治体及び基礎的自治体とする。

③ 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を享受する権利を有し、それに伴う負担を分担する義務を負う。

(国及び地方自治体の相互協力)

第百一条 地方自治体は、国益及び地域の住民の利益を追求し、国と相互に協力しなければならない。

(地方自治体の機関とその直接選挙)

第百二条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他地方自治体に関わる重要事項の議決機関として、議会を設置する。

② 地方自治体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体に居住する日本国民が、直接選挙する。

(地方自治体の権能)

第百三条 地方自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の趣旨に反しない限り、条例を制定することができる。

② 地方自治体は、その権能を行使するために、条例により租税を課することができる。

(地方自治体の財務)

第百四条 地方自治体の経費は、条例の定めるところによる租税及びその地方自治体が所有する財産をもって、財源に充ててを基本とする。又、その財政は、健全に維持及び運営されなければならない。

第九章 非常事態**(非常事態の宣言)**

第百五条 内閣総理大臣は、わが国に対する他国からの武力行使、他国からの教唆に伴う内乱、大規模内紛等、大規模な自然災害その他国家の非常事態と合理的に認められる場合において、閣議による承諾を得た上で、非常事態の宣言をすることができる。

② 前項に定める非常事態の宣言又はその解除は、事前に又は事後においては、当該事態の回復状況に鑑みて、法律の定めるところにより、合理的かつ速やかな期間内に、国会の承認を得なければならない。

③ 内閣総理大臣は、第一項に定める非常事態が回復した場合、又は前項の国会の承認が得られなかった場合には、速やかに非常事態の宣言を解除しなければならない。

(非常事態の宣言の効果)

第百六条 前条第一項に定める非常事態の宣言がなされた場合は、内閣は、国民の生命及び財産等の安全を維持する目的のために必要な範囲において、この憲法第二章に定める国民の権利を制限する措置をとることができる。但し、内閣は、当該事態が回復した場合は、速やかに当該措置を解除しなければならない。

② 非常事態の宣言がなされた場合は、何人も、前項の目的を達成するために、内閣のとった措置等に基づく指示等に対して、最大限協力する義務を負う。

③ 非常事態の宣言がなされた場合は、その宣言が解除されるまでの間、国会議員の任期は、原則として延長されるものとし、国民議院は、解散されないものとする。国会が休会中の場合は、速やかに召集する。

第十章 改正**(憲法改正の手続)**

第百七条 この憲法の改正は、内閣、法律で定める数の国会議員、又は国会に設置された憲法審査会によって発議され、各議院の総議員の過半数の賛成を経て、国民に提案して、その承認を得なければならない。

② 前項の国民の承認には、法律の定める特別の国民投票において、有効投票の過半数の賛成を必要とする。

③ 憲法改正について前項の承認を得たときは、天皇は、国民の名で、直ちにこれを公布する。

④ 他国による日本国の占領下、又はこの憲法第九章に定める非常事態の宣言下において、この憲法を改正することはできない。

第十一章 最高法規**(憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守)**

第百八条 この憲法は、国の最高法規であって、その条文に反する条約、法律、条例、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(国旗及び国歌)

第百九条 日本国の国旗は日章旗であり、国歌は君が代である。

(憲法尊重擁護義務)

第百十条 天皇又は摂政及び内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、地方自治体の長及びその議会の議員、裁判官その他の公務員は、国民とともに、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

日本国憲法草案Q & A

(前文)

Q 1. 現行憲法は大東亜戦争敗戦の反省を踏まえたものなので平和主義や基本的人権の尊重の意思を示した現行憲法の前文のままでよいのではないのでしょうか？

A 1. 憲法の前文には、本来、国の成り立ち、歴史・伝統などのこの国のかたちやあるべき姿が記載されるべきです。しかし、現行憲法の前文は日本らしさがなく、どこの国でも当てはまるような内容です。そこで、成り立ちや歴史・伝統、日本の地理的意義を書き並べ、他人を慮るなどの日本人の精神性を明記し、日本らしいを強調しています。

(天皇制) 第1条

Q 2. 天皇を国家元首とすることは、明治憲法における天皇主権へと導くものではないのでしょうか？

A 2. 現行憲法では象徴天皇制を採っていますが、これはいわゆるマッカーサー憲法の「symbol of Japan」を直訳したものであり、日本語として不自然な表現です。元首と位置づけけることで、外国に対しても立憲君主制度の君主であることを理解し国家の代表とします。

(官吏の任免) 第6条

Q 3. 官吏とはどのような位置づけの人なのでしょうか？

A 3. 官吏とは憲法上では、宮内庁関係で務める公務員の人のことを指します。

(「日本国民」と「国民」の違い) 第7条・第41条

Q 4. 「日本国民」と「国民」の記載の違いはなんですか？

A 4. 第7条は、人権の章の始めの条文で国民の要件を定めるものであり、草案第41条は、国家の自衛権を明記する条文です。この2つの条文は、日本国にとって特に重要であり、敢えて「日本国民」と強調しています。

(「責務」と「義務」の違い) 第9条

Q 5. 「責務」と「義務」の違いはなんなのでしょうか？

A 5. 「義務」とは、「・・・をしなければならない」という強制的な意味を持ちますが、「責務」とは、それよりも弱く「なるべく・・・するように努力する」という努力規定に留まっています。

(靖国神社参拝) 第16条

Q6. 国家と宗教は結びついてはいけないので、内閣総理大臣が一定の宗教を宗旨とする靖国神社に参拝してもよいのですか？

A6. 政教分離あまりに厳しく考えるべきではないとの立場です。
国家と分離されるべき「宗教」の意味に、祈祷、礼拝、儀式、祝典、行事等およそ宗教的信仰の表現である一切の行為を含むとすると、死者に対する哀悼、慰霊等の行事のすべてが含まれてしまいます。それでは、非常識であるので政教分離をあまり厳しく考えるべきではないと考えます。ですので、儀礼的なものは許容されるので、内閣総理大臣による靖国神社参拝も憲法上認められます。

(環境権) 第24条

Q7. 「環境権」の「環境」とはどのようなものを意味しているのでしょうか？

A7. 第24条1項は、「個人に対する環境権の保障」でありここでは、自宅への日光をさえぎられない権利である「日照権」など、身の回りの「環境」を意味しています。一方、2項は、「国が保全すべき環境」の条文です。ここでは、「自然破壊の防止」や「二酸化炭素の排出削減」など、地球規模の「環境」を意味しています。

(家庭教育) 第25条2項

Q8. 家庭教育を国民の義務にするのは、個人の自由をあまりにも制限することになるのでしょうか？

A8. 子どもへの虐待やいじめによる自殺が社会問題となっております。このような深刻な社会問題を解決するには、家庭教育の充実が不可欠であり、義務化すべきです。家庭という社会構成の最小単位を認めることにより子どもたちの人権を守ることになるのです。

(領土等を保全する権利・責務①) 第31条

Q9. 領土・領海問題は、あくまで国同士の対話により解決すべきであって、憲法に規定すると、近隣諸国の反発を招くのではないのでしょうか？

A9. 領土・領海問題は、国家主権の存在基盤であり、これを侵されると国民の財産が失われ、国土を失い、資源の枯渇にも繋がるなど、国民の権利に直結する問題であります。今までのように、対話のみで解決しようとする弱腰、外交を続けてきた結果、竹島は韓国に、北方領土はロシアに実効支配され続け、また、中国は領土・領海に関して挑発的な態度を取り続けています。領土・領海を保全する権利と責務を国民に付与することで、より危機管理意識を強く持つように促しています。

(領土等を保全する権利・責務②) 第31条

Q10. 最近問題になっている、いわゆる外国人による日本の土地買収問題は、「領土保全義務」に含まれるのでしょうか？

A10. 原則として、外国人との間の不動産の取引は、営業の自由などの人権で保障されており自由です。しかし、外国人が軍隊の基地に隣接している土地を買い取るなど、国家の主権を脅かすような場合に限り「領土保全義務」に含まれ、国はその買い取り行為を制限することができます。

(外国人地方参政権) 第40条、第102条2項

Q 1 1. 在日外国人も国や地方自治体に税金を納めているのであるから、少なくとも、地方参政権については、在日外国人にも認めるべきではないでしょうか？

A 1 1. 外国人であっても帰化して日本国籍を取得することで、国政や地方政治への投票権を得ることができます。日本に居住する外国人は、当該在籍国の参政権を持っていますので、外国人地方参政権を有する必要はないと考えます。在日外国人が国や地方自治体に納税することについては、福祉政策などの行政サービスを受け利益が還元されていますので、参政権を認めることに関連性はないと考えます。

(集団的自衛権) 第41条2項

Q 1 2. 戦争は絶対にすべきでなく、外国と争いはあくまで対話で解決すべきであり、集団的自衛権は必要なのではないでしょうか？

A 1 2. 国連憲章第51条において、公の義に殉じる国家として、同盟国や密接な関係にある国家が戦争状態に入った場合、人権的および日本国の国益的な見地から集団的自衛権を行使できる状態にある事は必要であり、国民の生命を守る事になります。それは自国の安全保障上でも他国の支援のみ受けるという事は難しい実態があるからであり、国連憲章の第51条において加盟国の権利としても認められているからであります。

(集団的自衛権②) 第41条2項

Q 1 3. 集団的自衛権の条文にある「日本国と密接に関係する外国」とありますが、どのような国なのではないでしょうか？

A 1 3. 「日本国と密接に関係する外国」との文言は、日本政府による集団的自衛権の解釈として広く用いられているものです。また、日米同盟だけでなく、国連平和維持活動において、他国の軍隊がテロリストに襲撃されたとき、日本の軍隊がそれを援助することも集団的自衛権の行使のひとつです。

(軍隊制) 第42条

Q 1 4. 軍隊を認めてしまうと、再び軍事国家化してしまうのではないのでしょうか？

A 1 4. 国家として、自分の国は自分たちで守る、国民の生命や財産を守るとの使命を果たすために、軍隊を持つことを憲法上明記することは、むしろ当然のことです。また、自衛隊を外国から見ればその武装の程度からして軍隊と何ら変わりはありません。そして、現行憲法の条文では現在の自衛隊の存在が違憲とも読み取れることから、日本国が自衛権を有することを明記し現行憲法の解釈についての問題を無くす必要があります。憲法上、シビリアン・コントロールの義務が強く明記されていますので、軍事国家化することはありません。

(国会について) 第45条

Q 15. 評議院は、人口に関係なく、都道府県のような広域自治体の代表によって構成されることであるが、いわゆる「一票の格差」の問題が生じ、平等権に反するのではないのでしょうか？

A 15. 現行憲法は国民主権を規定しており、全国民の総選挙により選任される国民議員にはいわゆる「一票の格差」が問題となります。しかし、国民議院のチェック機能を果たす役割である評議院には、「一票の格差」の論理が、絶対的に適用されることはありません。

(評議院について) 第62条、第63条

Q 16. 評議院の役割はどのようなもののでしょうか？

A 16. 国会の決議事項について定める第61条で法案は民意を反映した国民議会のみの議決でも成立するという原則があります。一方で、評議院は国民議会のチェックアンドバランスの機能を持つという役割を明確化しています。

例外的に、第61条2項1号から3号の、地方自治体の根幹に関わるような法案については、国民議院に対する評議院のチェック機能を果たすために、評議院の議決を優先させることとしたものです。一方で、4号の「国の予算案」は一年に一度の国の方向性を決める重要なものであり、5号の「条約の締結」は国の行く末を左右する重要事項であることから、評議院の同意事項として、現行憲法と同様に、国民議院の議決を優先させることとしています。

(「ないし」の意味) 第62条1項

Q 17. 「前条第二条第一号ないし第三号」とありますが、これに「第二号」は含まれるのでしょうか？

A 17. 「○ないし△」とは、法律用語で「○から△まで」という意味です。本条項についても「第一号ないし第三号」とは、「第二号」も含まれることになります。

(内閣の法案提出権) 第79条5号

Q 18. 内閣の職務として「法律案を国会に提出すること」を追加して規定していますが、内閣は行政を行うところであって法律をつくるところではないので、本来の内閣の原則から外れた規定ではないのでしょうか？

A 18. 内閣は行政をつかさどるところですが、現状は国会に提出される法律案の多くが内閣から提出されています。実態に即した結果、内閣の法案提出権を明記しました。

(地方自治体の種類について) 第100条2項

Q19. 地方自治体の種類として「広域自治体」と「基礎的自治体」の2種類が規定されていますが、これらはどう違うのでしょうか？

A19. 現在の「広域自治体」とは「都道府県」を、「基礎的自治体」とは「市町村」を指します。将来的に、「道州制」が導入されるなどその枠組みが変わる可能性があることから、このような分け方としました。一方、第45条1項には、評議院を構成する議員として「法律で定める自治体の代表」とありますが、これは必ずしも都道府県の代表だけではなく、基礎的自治体に含まれる政令指定都市の代表なども評議院議員となれる余地を残すため、敢えて「法律で定める」としたものです。なお、現行憲法の「地方公共団体」から「地方自治体」という文言に統一して変更した理由は、現行憲法制定時と違い現在は、都道府県や市町村を「地方自治体」と表現するのが一般的だと考えるからです。

(非常事態対処条項) 第105条

Q20. 現行憲法第13条の「公共の福祉に反するとき」には、国民の権利を制限できる場合が含まれるので、現行憲法のままでも法律を規定することで非常事態に対応できるのではないのでしょうか？

A20. 東日本大震災の発生時に国の対応が遅れたことによって、国民の生命や財産を危険にさらすこととなったことから、想定外の事態に内閣総理大臣が非常事態宣言を発し、一時的に国民の権利を制限することができることは結果として国民の生命や財産を守ることに繋がります。また、現行憲法第13条の「公共の福祉に反するとき」とは、平時であることを前提とした条文です。

(憲法改正) 第107条

Q21. 現行憲法は戦争の放棄などの平和主義を謳った世界に誇れる憲法であり、改正すべきではないのではないのでしょうか？

A21. 憲法改正を容易にすることによって、そのときの社会事情に則した憲法に適宜見直すことができるようにするべきだと考えています。戦争の放棄を謳った憲法を持つ国は日本以外にも存在しますが、その真意の多くは自衛権の放棄ではなく他国への侵略の放棄であります。外国から武力行使を受けた際、わが国が自衛権を行使しなければ国民の生命が大きな危機にさらされてしまいます。

(日の丸・君が代) 第109条

Q22. 日の丸に敬意を表するかどうか、君が代を歌うかどうかは個人の自由であるし、憲法にそれを規定してしまうことは戦前の軍国主義に繋がってしまうのではないのでしょうか？

A22. 国旗の掲揚や国歌の斉唱は、国民に必要な愛国心を高めることに繋がります。国旗は、「日章旗（日の丸）」、国歌は、「君が代」であることは明白であるにもかかわらず、これを認めないとする国民も一部に存在しています。わたしたちは、国旗及び国歌を憲法上明記し、それを尊重することは、個人の思想・良心の自由を侵すことに当たらないと考えます。また、憲法上、シビリアン・コントロールの義務が明記されていますので、軍事国家化することはありません。



発 行 日：2012年10月12日
発 行 者：公益社団法人 日本青年会議所
<http://www.jaycee.or.jp>
編集・製作：公益社団法人 日本青年会議所



この印刷物はグリーン基準に適合した印刷資材を使用し環境配慮されたグリーンプリンティング認定工場で印刷しています。



植物油インキを使用しています。再生紙を使用しています。